

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、株主に対する説明責任を果たすべく、経営の透明性を確保し、迅速かつ適切な情報開示を実施していくことを重視しております。また、収益を拡大し企業価値を高めるために、スピーディな意思決定と業務執行を行うための経営体制の効率化を進めると同時に、社会と調和した健全な倫理観にもとづく企業活動を行うために、経営監視体制の充実を図っております。今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施いたします。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みは、株主総会招集ご通知、有価証券報告書に掲載いたします。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称                | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|-----------------------|-----------|-------|
| 株式会社ルプラス              | 3,360,000 | 44.69 |
| 舟橋孝之                  | 1,741,500 | 23.16 |
| 川端久美子                 | 1,000,000 | 13.30 |
| 株式会社ブレイク              | 250,000   | 3.33  |
| 日証金信託銀行株式会社信託口8230003 | 230,000   | 3.06  |
| 大島浩之                  | 220,000   | 2.93  |
| 黒田敏之                  | 150,000   | 2.00  |
| 井東昌樹                  | 150,000   | 2.00  |
| 舟橋清之                  | 80,000    | 1.06  |
| インソース従業員持株会           | 68,500    | 0.91  |

支配株主(親会社を除く)の有無

舟橋 孝之

親会社の有無

なし

補足説明

株式会社ルプラスは、代表取締役の資産管理を目的とする会社であり、舟橋孝之及びその近親者で全株式を保有しております。日証金信託銀行株式会社信託口8230003の所有株式数については、代表取締役の二親等以内の血族であり、従業員である舟橋清光氏が委託した信託財産であり、議決権行使に関する指図者は同氏であります。舟橋清之氏は、代表取締役の二親等以内の血族であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

9月

業種

サービス業

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満      |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満        |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般的な第三者との取引と同様の公正かつ適切な条件で行うことを基本方針として、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。また、支配株主との取引が発生する場合には、法令・規則に基づき、取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査役監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監査します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 10 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 1 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名   | 属性 | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |    | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 上林憲雄 | 学者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                  |
|------|------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上林憲雄 | ○    | ——           | 神戸大学大学院経営学研究科において人的資源管理・人事労務管理等の研究による豊富な専門知識を有しており、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけのものと判断したためです。<br>当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

#### 【監査役関係】

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の実数 | 5 名    |
| 監査役の実数     | 4 名    |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役、会計監査人、内部監査人は必要に応じて随時意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連携強化に努めております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の実数               | 3 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている実数 | 1 名    |

会社との関係(1) 

更新

| 氏名   | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 田淵文美 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 山下守  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 鈴木信  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 

更新

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                 |
|------|------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田淵文美 | ○    | ――           | コンサルタントとしての経営に関する豊富な経験と専門知識を有しており、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断したためです<br>当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。  |
| 山下守  |      | ――           | 大手電機メーカー等において経営者としての経験を通じて得た知見を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断したためです。<br>当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。 |
| 鈴木信  |      | ――           | 大手石油元売会社における監査役としての実務経験を踏まえ、当社における監査業務の在り方についてご指導いただく上で貴重な人材と                                                                         |

判断したためです。  
当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。

【独立役員関係】

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 2名 |
|---------|----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

【インセンティブ関係】

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員、子会社の取締役 |
|-----------------|-------------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

取締役、使用人の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としています。

【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

当社の取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会から一任を受けた代表取締役執行役員社長が各取締役の職務、責任および実績に応じて決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートについては、経営企画室が担当、また社外監査役のサポートについては、内部監査室が担当し、それぞれ必要な連絡等を行っております。監査役会・取締役会等の重要な会議の出席に際しては、会議の議題や資料の配布を事前に行うなど、サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行

当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程、職務権限規程に基づき重要事項を決議しております。

当社は、業務執行機能の強化及び経営効率向上のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、本書提出日現在、8名(うち取締役との兼任は4名)となっております。

(2)監査・監督

社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言および監視を行っております。

監査役会は、常勤監査役1名および非常勤監査役3名で構成されており、うち常勤監査役を含む3名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査実施状況、監査結果等の検討、監査役相互の情報共有を図っております。監査役会は、株主総会や取締役会への出席、取締役・執行役員・会計監査人・内部監査室からの報告收受など法律上の権限行使のほか、重要な会議体への出席や営業所の往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監

査計画などに従い、定期的に監査を実施し、その他取締役会及び経営会議への出席や、各部署の管掌役員等からその職務の執行状況について聴取し、職務執行を監査しております。

当社の内部監査は、代表取締役の管轄下にある内部監査室(1名)が每期監査計画を作成し、その監査計画に従って、業務監査を実施しております。内部監査の結果については、監査実施後、速やかに社長へ報告しております。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からの監査計画の説明及び監査結果の報告などにより、会計監査人との連携をはかっております。

当社の会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、小野淳史氏、新居幹也氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役を含む取締役会と複数の社外監査役を含む監査役会が緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能の強化を図ることによって、透明性の高いガバナンス体制を維持できると考え、現在の体制を採用しています。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                                              | 補足説明                                               |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 株主総会招集通知の早期発送については、決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 株主総会の開催の設定については、集中日を避けるよう留意してまいります。                |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 今後検討すべき事項と考えております。                                 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項と考えております。                                 |
| 招集通知(要約)の英文での提供                              | 今後検討すべき事項と考えております。                                 |

#### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                             | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社ホームページに掲載しております。                                                               |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 会社説明会・決算説明会の開催を検討しております。                                                         | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算及び第2四半期決算発表後に、決算説明会を開催する予定です。                                                 | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社ホームページにIR情報ページを設け、決算情報(決算短信・四半期決算短信)及び決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載してまいります。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | WEB広報部をIR担当部署としております。                                                            |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                   |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に当社の企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて適時適切な情報提供を行なっていく方針であります。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 今後検討すべき事項と考えております。                                                                                     |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 株主をはじめとするステークホルダーとの良好な関係構築は企業の存続に不可欠なものと認識しており、ホームページをはじめとする各種媒体を活用し、経営活動の報告、方針等の説明を行ってまいります。          |

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
  - (1) 取締役および使用人が法令および定款等を遵守するための行動規範としてコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示する。
  - (2) 法令および定款等の遵守体制の確立・維持・向上のため、コンプライアンスに関する規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
  - (3) 取締役および使用人に対しコンプライアンス研修を実施する他、各種会議体、社内イントラネット、メール等による注意喚起を通じて、遵守すべき法令および定款等につき周知徹底する。
  - (4) 内部監査部門は法令・定款等の遵守状況について監査し、代表取締役執行役員社長にその結果を報告する。
  - (5) 外部専門家を窓口とする内部通報制度を構築し、法令および定款等に違反する行為などを使用人が発見した場合に報告できるようにする。
  - (6) 反社会的勢力への対応についての方針、規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する体制の確保・向上を図る。
  - (7) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等に従い、適切に作成、保存、廃棄される。
  - (2) 情報・文書の保存期間・場所・期間、責任部署は社内規程の定めるところによる。
  - (3) 取締役および監査役は、これらの情報・文書を常時閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
  - (1) リスク管理体制の確立・維持・向上のため、リスク管理に関する規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
  - (2) リスク・コンプライアンス委員会は、定期的に想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスクについてリスク対応部署を決定するとともに、全社的なリスクを網羅的・統括的に管理する。
  - (3) 有事が発生した場合は、リスク管理に関する規程に従い、対策を検討・決定し、迅速かつ適切な対応をとる。
  - (4) 内部監査部門はリスク管理体制について監査し、代表取締役執行役員社長にその結果を報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
  - (1) 業務執行機能の強化と経営効率向上を図るため執行役員制度を導入する。
  - (2) 取締役会を原則として月1回、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項のほか、重要事項を決定し、それに従い取締役および執行役員は適正かつ効率的に職務を執行し、取締役会はその監督する。
  - (3) 取締役会での経営判断が効率的に行われるよう、取締役会上程事項の事前審議等を行う経営会議、リスク・コンプライアンスに関する事項の審議・報告等を行うリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催する。
  - (4) 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め、取締役、執行役員および使用人の職務権限と担当業務を明確にする。
  - (5) 職務執行を適正かつ効率的に行うために、業務のシステム化、情報管理・伝達におけるペーパーレス化を引き続き推進する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号イロハニ）
  - (1) 子会社の管理部門を経営企画室とし、一定の職務執行については、関係会社管理規程に基づき、当社の承認または当社への報告を要することとして、当社グループの業務の適正を確保する。当社の監査役および内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、適宜改善指導等を行う。
  - (2) 子会社は業績等について定期的に当社に報告を行うほか、子会社の取締役は必要に応じて当社の重要な会議に出席する。
  - (3) 当社は、リスク・コンプライアンス委員会に、当社および子会社からなる企業集団におけるリスクを総括的に管理する機能を担わせる。
  - (4) 子会社は、経営企画室等の指導の下、当社と同等の組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め職務執行が効率的に行われる体制を整備する。
  - (5) 当社グループに共通のコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示するとともに、当社グループの役職員も外部専門家を通報窓口とする当社の内部通報制度に通報できることとし、当社グループ全体の法令遵守体制を構築する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号第2号第3号）

監査役は職務の補助をすべき使用人が必要な場合、代表取締役執行役員社長は、監査役の指揮・監督に服する専任の使用人を選任することとする。選任した当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要するものとする。
7. 監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イロ第5号）
  - (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役および監査役会に報告する。
  - (2) 監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、当社および子会社の取締役および使用人にその説明を求める。
  - (3) 監査役に対する報告を行ったことを理由として、当社および子会社の取締役および使用人に対し不利な取り扱いを行わない。
8. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号第7号）
  - (1) 監査役は定時および臨時に監査役会を開催し、情報の交換・協議を行う。
  - (2) 監査役は、代表取締役執行役員社長と定期的に情報・意見交換を実施するほか、会計監査人、内部監査室と緊密な連携を保つことで、監査の実効性確保を図る。
  - (3) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じるものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方  
反社会的勢力への対応についての方針、規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する体制の確保・向上を図る。
2. 整備状況
  - (1) 社内規程の整備状況  
反社会的勢力排除に向けて、反社会的勢力排除規程および反社会的勢力の対応及び調査マニュアルを整備しております。
  - (2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者  
反社会的勢力の統括責任者を管理部長、対応統括部門を管理部総務グループと定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに対応統括部門に報告・相談する体制を整備しております。
  - (3) 反社会的勢力排除の対応方法  
新規取引先、講師について、原則として民間のデータベースを活用して反社会的勢力との関係の有無を調査するとともに、反社会的勢力との関係がないことの保証や関係を持った場合の契約解除等の暴力団排除条項を明記した契約書を取引先と締結しております。継続取引先について

は、定期的に民間データベースを活用して反社会的勢力との関係の有無を調査しております。既存の取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係等を解消する体制を整備しております。

(4)外部専門機関との連携状況

警察、暴追センター、顧問弁護士等外部機関との連携体制を整備しております。

(5)反社会的勢力に対する情報の収集・管理状況

対応統括部門である総務グループに反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(6)研修活動の実施状況

定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンスに関する冊子等を利用して研修及び注意喚起を実施し、反社会的勢力を排除するよう努めております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

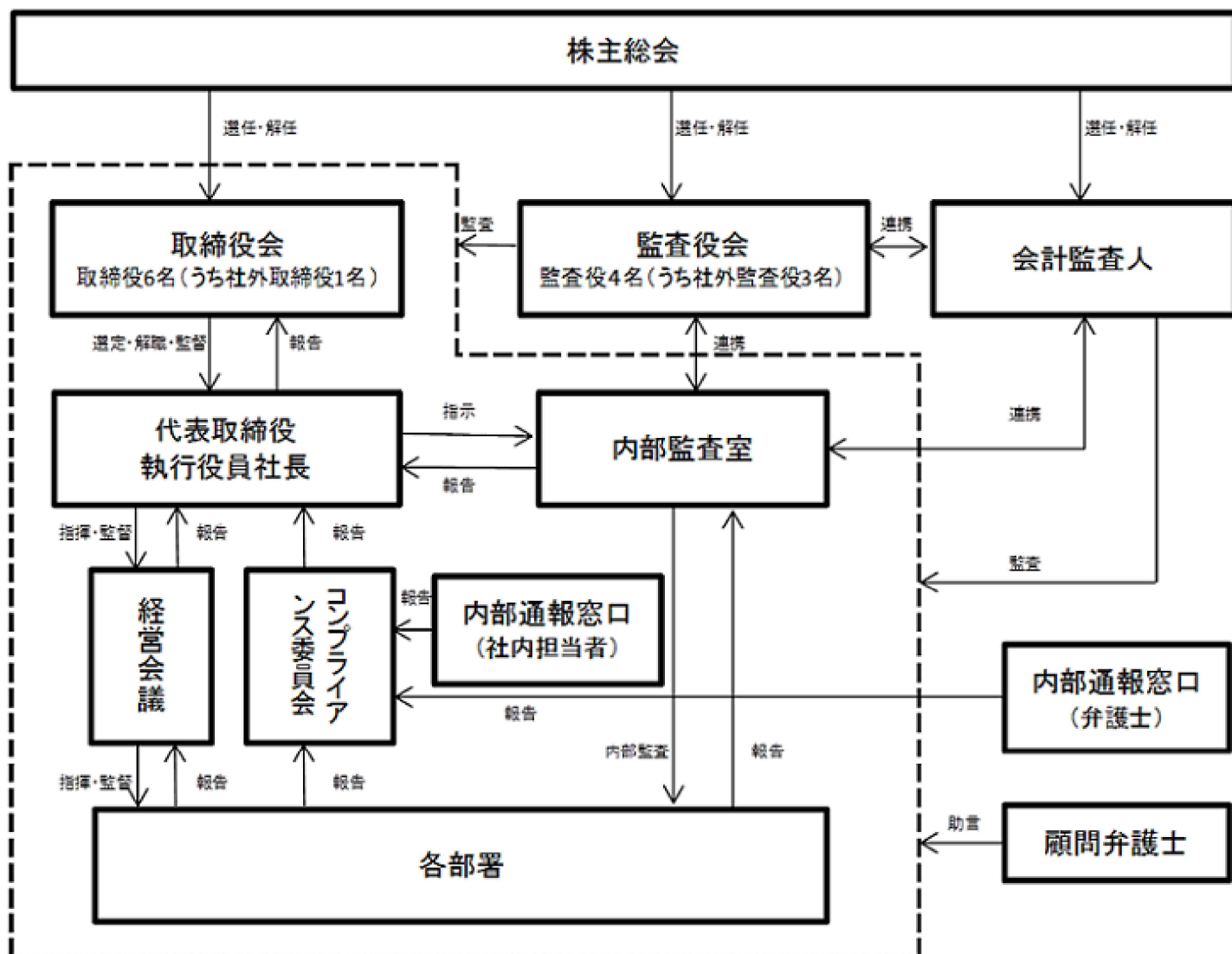
買収防衛策の導入の有無

なし

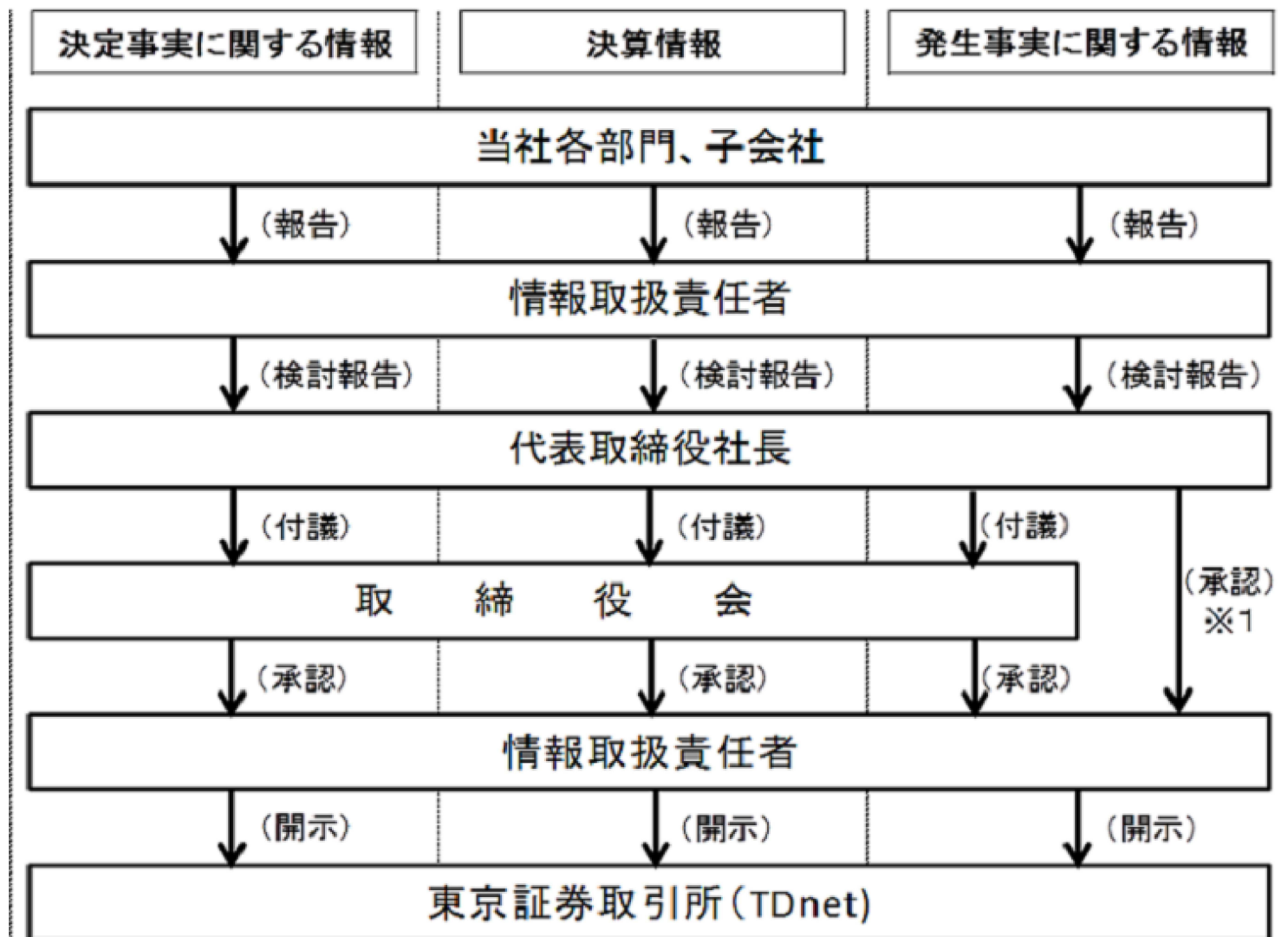
該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】



【適時開示体制(模式図)】



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに掲載)

※1 緊急の発生事実の場合。この場合、開示後に改めて取締役会に報告。